

P.10 ○議長 原俊司議長

○原俊司議長 次に、日程第 6、新庁舎整備調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。大木新庁舎整備調査特別委員長。
〔大木健太郎新庁舎整備調査特別委員長登壇〕

P.10 ◆質問 大木健太郎新庁舎整備調査特別委員長

◆大木健太郎新庁舎整備調査特別委員長 新庁舎整備調査特別委員会の調査報告を申し上げます。
当特別委員会は、松山市新庁舎整備基本構想及び基本計画の策定が、市政を推進する上で極めて重要であるとの認識の下、市議会独自の立場から調査・研究を行うため、昨年 3 月に設置され、今日まで鋭意、調査・研究を続けてまいりましたので、これまでの協議概要について御報告を申し上げます。
まず、庁舎の建て替えに向け、庁舎全体の在り方や新庁舎に求められる機能などを整理・検討した松山市新庁舎整備基本構想案について、当委員会で協議し、十分な窓口スペースの確保やバリアフリーへの配慮をしつつ、ユニバーサルレイアウトを活用するなど、適正な庁舎規模とすること、防犯や情報管理などセキュリティ面に十分配慮すること、基本構想案が市議会の提言であるばんちょうプランを踏まえたものであると記載すること、この 3 点を意見、要望事項として申入れを行い、理事者において基本構想に反映され、昨年 11 月に策定されました。
また、基本計画案に盛り込むための議会機能の配置階等について検討を行い、議会の独立性やセキュリティ、議場の天井高を確保し、市民が利用する窓口機能を低層階に設置するためにも、議会は上層階に設置すべき等の意見を理事者に対して行いました。
これらについては、昨年 12 月の定例会で中間報告を行っております。
中間報告後、この基本構想を基に、新庁舎の規模、部局配置といった整備概要や必要となる機能などをより具体的に整理・検討した松山市新庁舎整備基本計画案が市当局より提示され、松山市新庁舎整備検討審議会における審議及び答申を経て、当委員会においても協議してまいりました。
初めに、これまでの経緯について理事者から説明を受けるとともに、今後のスケジュールについて、令和 6 年 12 月に基本計画を策定、公表、令和 7 年度に PPP/PFI 導入可能性調査等を実施、令和 8 年度から設計準備や設計に入り、令和 10 年度から新庁舎の建設に着手、令和 12 年度の供用開始を目指すとの説明がなされました。
さらに、基本計画案について詳細な説明を求め、免震構造を主体的に検討することについて、内装の木質化の推進と県産材の活用について、キッズスペースやユニバーサルデザインの考慮について、売店や食堂などのスペースを設けることについて、整備費用を抑制することの検討など、様々な質問や意見が述べられました。
このうち、キッズスペース、ユニバーサルデザイン、売店や食堂のスペースについては、費用対効果やニーズなども考慮し、また関係者の意見を聞くなどして、今後の設計、施工に向けた準備や設計業務の段階で精査したいとの答弁がなされました。
これらの調査・研究を踏まえ、委員の意見を集約し、新庁舎は庁舎利用者の安全確保の観点や災害発生時の応急対応、復旧・復興の活動拠点となることを踏まえ、地震に対する構造安全性について方針を明確にすること、内装の木質化推進に当たっては、積極的に県産材を使用するよう努めること、新庁舎と本館をつなぐ渡り廊下については、将来本館を建て替えた際に、再度渡り廊下を整備することを考慮し、整備費用を抑える方法を検討すること、子ども連れの方への配慮として、キッズスペースを確保することや、高齢者や障がいのある方などが安心して来庁できるよう、平面計画、動線、案内表示、色使いなどで、ユニバーサルデザインを十分に考慮するほか、職員の福利厚生、市民の休憩のための売店や食堂などのスペースを設けることで、市民や職員が利用しやすく親しみやすい庁舎とすること、新庁舎の設計や建設、維持管理、運営について、民間のノウハウを活用する手法も含めた各手法を十分に検討し、新庁舎整備事業に望ましい事業手法を判断するとともに、起債や補助金等の活用について引き続き検討し、事業費抑制や財源確保に努めることとの意見、要望を理事者に対して行いました。
以上が当特別委員会における調査・研究の概要です。
新庁舎は、市民の財産でもあります。市民の声に耳を傾け、市民が利用しやすく、親しみやすい庁舎になるよう、新庁舎の基本理念である人と環境に優しく、安全・安心と笑顔を未来につなげる庁舎の実現に向け、今後も一層努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。新庁舎整備調査特別委員会の調査報告を終わります。

P.11 ○議長 原俊司議長

○原俊司議長 以上で、委員長の報告は終わりました。
委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって、質疑を終了いたします。
以上で、報告を終わります。
新庁舎整備調査特別委員会は、これもちまして調査を終了し、廃止といたします。